

the most beautiful
villages
in japan

松崎町は「日本で最も
美しい村」連合に加盟
しています。



広報

まつざき

2014
(平成26年)

12
No.607



秋まつり (11/2~3)

恒例行事の秋まつりが開催され、獅子や太鼓台が町内を練り歩きました。松崎地区の三省社では、地区の子どもたちが子供神輿を担ぎ、地区内を巡りました。

町の財政状況

平成26年度 一般会計 上期執行状況

平成26年度の4月1日から9月30日までの一般会計の執行状況をお知らせします。

歳入

39億8,808万6千円 上段：予算額
20億6,811万6千円 下段：収入済額（ ）：収入率（51.9%）

地方交付税	14億6,395万8千円 10億6,423万7千円	(72.7%)
町 税	6億7,219万8千円 3億9,135万8千円	(58.2%)
町 債	2億8,789万円 0円	(0%)
国庫支出金	2億8,298万3千円 1億780万円	(38.1%)
県支出金	1億9,646万6千円 1,537万6千円	(7.8%)
繰越明許費	1億8,493万円 5,979万4千円	(32.3%)
諸 収 入	1億5,074万7千円 4,915万5千円	(32.6%)
繰 越 金	1億円 1億4,457万4千円	(144.6%)
地方消費税 交 付 金	8,400万円 4,819万4千円	(57.4%)
使用料及び 手 数 料	7,391万5千円 2,401万円	(32.5%)
そ の 他	4億9,099万9千円 1億6,361万8千円	(33.3%)

歳出

39億8,808万6千円 上段：予算額
15億8,062万7千円 下段：支出済額（ ）：支出率（39.6%）

民 生 費	8億8,029万1千円 3億8,084万7千円	(43.3%)
総 務 費	5億1,948万2千円 2億1,951万1千円	(42.3%)
衛 生 費	4億8,757万6千円 1億5,343万9千円	(31.5%)
商 工 費	3億9,670万8千円 2億1,539万円	(54.3%)
消 防 費	3億7,557万4千円 1億1,880万1千円	(31.6%)
公 債 費	3億1,179万8千円 1億6,126万7千円	(51.7%)
教 育 費	2億9,120万9千円 1億1,542万2千円	(39.6%)
土 木 費	2億4,406万6千円 3,434万3千円	(14.1%)
農林水産業費	2億1,828万7千円 5,508万1千円	(25.2%)
繰越明許費	1億8,493万円 9,571万7千円	(51.8%)
そ の 他	7,816万5千円 3,080万9千円	(39.4%)

町民1人当たりでは

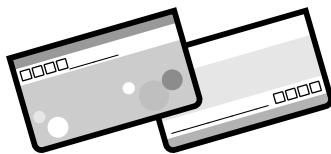
平成26年9月30日までに
納めていただいた税金（町税） 約5万3千円

平成26年9月30日までに
使ったお金 約21万6千円

9月30日現在の基金（町の貯金）と町債（町の借金）の状況

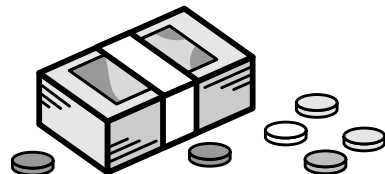
●町の貯金（財政調整基金等、14基金）

17億7,352万9千円
町民1人当たり約24万2千円



●町の借金

30億4,222万3千円
町民1人当たり約41万5千円



※1人当たりの値は、9月30日現在の人口7,334人で計算しています。

【問合せ】総務課（42）3963

振興公社管理施設上半期実績

平成26年度上半期振興公社

管理施設の実績は、景気が緩やかに回復してきていることや、駿河湾環状道路と圏央道の開通等で、入館施設・宿泊施設ともに、若干前年を上回ることができました。

入館施設では、特に団体客が増加していますが、重文岩科学校ではJAF割引の個人客も伸びています。

伊豆まつぎ荘の宿泊においても、7月が台風の影響でキャンセルや夏休み期間の減少が大きくなりましたが、4月から始めた

町民紹介割引制度で町民の皆様に多くのお客様を紹介いただき、21人の増加となりました。

また、日帰り入浴や会食等の休憩でも地元の皆様にご利用いただき、大幅に増加することができました。

秋以降も、昨年度に引き続き、値引き企画の「富士山プラン」を実施する等、宿泊客の増加を図っていますが、今後もお客様に喜んでもらえる企画を検討してまいります。

企画観光課(42) 3964

平成26年度 上半期 施設利用状況

施設名	本年度(人)	前年度(人)	比較(人)	割合(%)	
伊豆まつぎ荘	宿泊	10,094	10,073	21	100.2%
	入浴	1,763	1,317	446	133.9%
	休憩	2,886	2,376	510	121.5%
	小計	14,743	13,766	977	107.1%
伊豆の長八美術館	入館	16,193	15,644	549	103.5%
重文岩科学校	入館	11,162	9,614	1,548	116.1%
明治商家邸	入館	9,654	9,558	96	101.0%
民芸館	入館	4,729	493	-	-
道の駅三聖苑	入館	12,879	13,207	△ 328	97.5%
	入浴	16,573	15,036	1,537	110.2%

*民芸館はカウント方法を変更 (H26売店利用者、H25体験者)

生活環境課からのお願い

ペットのフンは
飼い主が処分してください

散歩中にペットがしたフンを路上や他人の敷地に放置することで、悪臭等の苦情が増えています。

フンの後始末は飼い主にとって最低限のマナーです。散歩に連れて行くときは、フンを入れる袋等を持参し、飼い主が責任を持って処分してください。



散歩のときは、道具を忘れずに！

ペットの放し飼いは
しないでください

散歩中にリードを外された

犬や、オリから逃げ出した犬が人をかんでしまう事故が町内でも発生しています。

普段おとなしい犬でも、興奮したり、パニックに陥ったりすると、思わぬ事故を引き起こしたり、犬自身が交通事故にあう危険もあります。

散歩中はリードを外さないでください。
家にいるときも、リードや鎖でつなぐ、柵やオリで囲む等して、犬が逃げ出せないようにしてください。

猫についても、交通事故、野良猫とのケンカによる負傷・病気の伝染といった危険があります。

また、フンの悪臭等で迷惑をかけてしまうこともありますので、外飼い・放し飼いはしないでください。

野焼きは禁止です

「ごみを燃やして燃やした」「家のすぐそばで燃やした」

ていて、洗濯物に臭いがついてしまう」といった苦情が寄せられています。

野焼きは、農林漁業に伴う焼却や、どんど焼き等の一部例外を除き、法律で禁止されています。

また、例外に該当する場合でも、ビニールやゴム、タイヤ等は焼却が禁止されています。臭いや煙により周囲に迷惑がかかる場合は注意の対象となりますので、天候や時間帯を考慮して焼却してください。



小型焼却炉の使用も原則禁止です！

【問合せ】

生活環境課(42) 3969

高額療養費制度が一部改正されます

高額療養費制度とは

同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、医療費の負担を軽減させるため、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。該当になると思われる方には、健康福祉課より申請書を送付しますので、医療機関の領収書の写しを添付し、申請してください。

事前に高額になることが分かっている場合は、限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示することで、お支払いが自己負担限度額までになります。また、住民税非課税世帯の方の入院については、食事代の負担も軽減できます。健康福祉課で交付申請を受付けています。

自己負担限度額が変更されます

平成27年1月から、70歳未満

満の方の限度額が変わります。今まで3段階だった所得区分を5段階に細分化し、それぞれの所得に応じた負担になるよう改正されます。

○70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

改正前	所得区分		3回目まで	4回目以降
	上位所得者	A	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
一般	B	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円	
住民税非課税世帯	C	35,400円	24,600円	



改正後	所得区分		3回目まで	4回目以降
	所得が901万円を超える	ア	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
	所得が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
	住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※住民税非課税世帯、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。
※差額ベッド料、食事代等は、高額療養費の対象外です。

既に限度額適用認定証をお持ちの方へ

平成27年1月から所得区分と限度額が変更になるため、70歳未満の方の、現在お持ちの限度額適用認定証は、有効期限が平成26年12月31日(水)までとなっています。新しい認定証は平成26年12月下旬に郵送しますので、申請の必要はありません。

こんなときも高額療養費が支給される場合があります

- 70歳未満の方を合算して限度額を超えたとき(自己負担が2万1,000円以上のものが合算の対象です)
- 70歳以上75歳未満の方を合算して限度額を超えたとき(自己負担すべてが合算の対象です)

○70歳未満の方と75歳未満の方を合算して限度額を超えたとき(70歳以上75歳未満の方の限度額を超えたものと、70歳未満の方の自己負担が2万1,000円以上のもものが対象です)

健康福祉課(42) 3966

平成27年1月からの自己負担額の計算

40歳の方が入院して一医療機関で医療費が100万円かかった

所得区分ウの場合

- * 自己負担割合は3割なので、自己負担分は30万円
- * 限度額は $80,100円 + (100万円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$
- 限度額適用認定証をお持ちの方……窓口でのお支払額が87,430円
- 限度額適用認定証をお持ちでない方……窓口でのお支払額は30万円
- 申請により $30万円 - 87,430円(限度額) = 212,570円$ が後で支給されます

申請には医療費の領収書が必要になります。大事に保管してください。

伊豆下田納税貯蓄組合連合会 税の作品審査結果について

毎年11月11日から11月17日までの1週間は、「税を考える週間」となっています。

国や地方公共団体は、私たちが豊かで安定した暮らしができるように、いろいろな活動を行っています。

例えば、社会保障の充実、施設や道路の整備、教育の振興等、その活動は幅広い分野にわたっていますが、これらの財源は税によって賄われています。

「税を考える週間」は、生活に深い関わりを持っている税について、その意義（必要性）や役割（使途）および、税務行政の現状を分かりやすく説明するとともに、国や地方公共団体の基本となる税に対する理解を深めていただくことを目的として、毎年全国的に税に関する広報等が実施されています。

その行事の一環として、伊豆下田納税貯蓄組合連合会では、今年も小学生・中学生を対象に「税に関する作品（ポ

スター、習字、作文）」を募集しました。

この事業は、次の世代を担う小学生・中学生に作品を応募してもらおうことを機会に、私たちの生活に欠かすことのできない税について、その仕組みや目的を知り、税に対する理解を深めていただくことを目的に開催しています。

今年は、賀茂地区の小学校・中学校から習字の部に498点、ポスターの部に52点、作文の部に520点の応募がありました。

松崎町では、松崎小学校から習字の部に60点、松崎中学校から作文の部に11点の応募があり、審査の結果、習字の部および作文の部において入賞者が次のとおり決定しました。

特に作文の部において、松崎中学校の石田蘭さんが国税庁長官賞を受賞しました。

受賞作品は、11月11日から11月17日の期間、役場窓口税務課で展示しました。

入賞作品

作文

国税庁長官賞

石田 蘭さん（松中3年）

習字

静岡県納税貯蓄組合連合会

佳作

矢野瑞葵さん（松小6年）



松崎小六年 矢野瑞葵

静岡県下田財務事務所長賞
菊地 萌さん（松小6年）



松崎小六年 菊地萌

松崎町長賞

田中優羽さん（松小6年）



松崎小六年 田中優羽

松崎町教育長賞

佐藤小雪さん（松小6年）



松崎小六年 佐藤小雪

伊豆下田税務連絡協議会長賞
藤池うららさん（松小6年）



松崎小六年 藤池うらら

お忘れなく 償却資産の申告

個人や法人で事業を行っている方が、その事業のために用いている構築物、機械および装置、船舶、工具・器具および備品等の有形固定資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

これら事業用資産をお持ちの方は、資産の多少にかかわらず毎年1月1日現在の所有状況を償却資産の所在する市町村長に申告していただくこととなります。

12月中旬に申告書を送付します。必要事項を記入の上、提出してください。

※新しく事業を開始した場合等、申告書が送付されていない事業主の方は窓口税務課までご連絡ください。必要書類をお送りします。

【申告期限】

平成27年2月2日（月）

【問合せ】

窓口税務課（42）3968

窓口税務課（42）3968

松崎町功労者表彰

11月20日、松崎町功労者表彰式が、環境センター文化ホールで行われました。

この表彰は、松崎町表彰条例に基づき、町の自治、福祉等、各般にわたって、町の発展に寄与された方の功績をたたえるものです。

受章された方々は、次のとおりです。

有功表彰

北 区 八木 登さん

(元 民生委員・児童委員)

多年にわたり、民生委員・児童委員として、恵まれない家庭の保護指導、児童の健全育成に献身し、社会福祉の増進に貢献。



平成26年度松崎町功労者表彰式にて

善行表彰

寄付行為

伊藤 秀也さん

(神奈川県在住)

ふるさと納税として、多額の金員を寄付され、町政の増進に貢献。

感謝状

寄付行為

宮本 五三雄さん

(東京都在住)

ふるさと納税として、多額の金員を寄付され、町政の増進に貢献。

寄付行為

横瀬 克孝さん

(埼玉県在住)

ふるさと納税として、多額の金員を寄付され、町政の増進に貢献。

【問合せ】

企画観光課 (42) 3964

100歳のお祝い

山本かね子さん(峰)

(大正3年10月20日生)

10月20日、齋藤町長は、山本さんが入所している特別養護老人ホーム「太陽の里」を訪問し、お祝い金と記念品を贈呈して、100歳の誕生日をお祝いしました。

齋藤町長からお祝いの言葉を受けた山本さんは、「どうもありがとうございます。」と答えていました。



100歳のお祝いを受ける山本さん

【問合せ】

健康福祉課 (42) 3966

松崎文芸

— 短歌 —

一輪の花のこぼせる香りにも

声あるごとく呼び止めらるる

わが裡に思ひのいくつか溶けさせて

霧のひろがる林に立てり

それぞれの時計に癖のあるらしく

正午の針はそれぞれを指す

時経てば怪我もしぜんに癒ゆるごと

笑ふ日のくる悲しみ癒えて

堀岡 洋子

山本智恵子

中村 宣子

飯野 ふさ

町職員募集(大卒・短大卒)

町では、平成27年度採用の職員を募集します。

【採用人員】 事務職員 若干名

【受験資格】 昭和60年4月2日以降に生まれた方で大学・短期大学を卒業した方。(卒業予定の方を含む。)

【受付期限】 12月19日(金)

【試験日程】 第1次試験
1月10日(土)
10:00~

【試験会場】 環境センター

【問合せ】

総務課 (42) 3963

～まちのできごと～

11/4 姉妹都市帯広市から季節の贈り物



開拓姉妹都市の帯広市から特産品のじゃがいも200kgが届きました。贈っていただいたじゃがいもは、学校給食のメニューに加えられ、子どもたちが味わいました。

11/8～10 第34回松崎町文化協会芸術祭



環境センターでは、松崎町文化協会が主催する芸術祭が開催されました。125人の方から出品された321点が展示され、多くの方が鑑賞に訪れました。

11/6 伊豆まつざき荘で宿泊者数20万人達成



伊豆まつざき荘では、平成18年3月にリニューアルオープンしてからの宿泊者数が20万人を達成し、記念すべき20万人目の宿泊客には、副町長から花束や記念品が贈られました。

11/12 世界空手大会準優勝を町長へ報告



東京都の日本武道館で開催された第13回少年世界空手道選手権大会に出場し、準優勝の成績を収めた佐藤小雪さん（指川区）が齋藤町長へ結果報告に訪れました。

持続可能な景観保全を

11月6日、環境センターにおいて、県と松崎町、やろうじゃ協議会の3者により、リバーフレンドシップ制度に関する同意書の締結式が行われました。

リバーフレンドシップ制度とは、県が管理する河川の一定区間を県と町と団体の皆様が協働して清掃や除草等の美化活動を行うことにより、地域の共有財産として保全していくものです。

今回、やろうじゃ協議会と同意を締結した箇所は、伏倉橋から上流へ200mの区間になります。この場所は、約20年前に親水護岸として整備されましたが、現在は土砂が堆積し、アシ等が繁茂し、当時の景観が失われていました。

今回のリバーフレンドシップにより、親水護岸

がきれいに管理され、町を代表する景観となっている那賀川の桜並木や田んぼをつかった花畑との相乗効果により、多くの人が訪れる場所になってくれることを期待しています。

また、町では、かけがえない自然や歴史的遺産を守り育て、豊かで住みよい生活環境づくりと文化的風土の醸成を目的として、町民の皆様と行政が一体となつて管理していくために、昭和56年に環境保全モデル地区を指定しました。

これらの町にとつて欠くことのできない素晴らしい景観を残すため、行政と町民の皆様が連携、協働しながら適切で持続可能な美化活動を推進していきたいと考えています。

松崎町長
齋藤 文彦

町長室からこんにちは ⑥0

町の人口と世帯

(平成26年10月31日現在)
()内は前月比

総人口	7,328人	(-6人)
男	3,488人	(-1人)
女	3,840人	(-5人)
世帯数	3,040戸	(-5戸)
転入	16人	転出 13人
出生	3人	死亡 12人

町の交通事故

平成26年10月発生分
()内は前年同月比

人身事故	3件	(+2)
物損事故	12件	(±0)
死者	0人	(±0)
傷者	3人	(+2)

おくやみ申し上げます(死亡)

地区	氏名	年齢	届出人
江奈4	石田貞枝	84	浩 史
那 賀	馬場博子	84	秀 昭
江奈4	石田瀧之助	94	常 喜
宮 内	関 時子	81	威
江奈2	鈴木よし子	90	久 雄
峰	山本正樹	55	博
伏 倉	杉山たか子	79	佳 世
江奈2	稲葉唯男	88	幸 典
江奈2	廣川久子	86	美 佐 絵

戸籍だより (10月届出分)



おめでとうございます(出生)

地区	名前	性別	保護者
櫻 田	文 哉	男	中村 旬伸
東 区	柚 風	女	山田 晃大

※この欄に掲載を希望されない場合は、お申し出ください。

ストップ!悪質商法被害

「あなたも賢い消費者に」

「多重債務。一人で悩まず相談を！」

消費者金融からの借入やクレジットカードのキャッシングの利用等をきつかけに、あるいは住宅ローンを組んだもののその後の収入状況の悪化等によって、借りては返すという多重債務状態になってしまふことがあります。

また、このような状態に乗じてヤミ金融やクレジットカードのショッピング枠の現金化業者等、違法な事業者が貸付を行う等して事態がさらに一層深刻になるケースもみられます。

このような多重債務については法的に解決する手段が用意されています。一人で悩まずに町の担当窓口や専門家のところに早期に相談をしてください。



【問合せ】企画観光課(42) 3964
(文と絵) 司法書士 山田 茂樹

地域交流通信

松本市安曇地区から

松本山雅FC

J1昇格決定

長野県初のJ1チームが誕生します。

昭和40年、松本駅前の喫茶店「山雅」で産声を上げた小さな町クラブは、平成22年に全国リーグのJFLへ、翌年には元日本代表松田直樹さんの悲劇を乗り越えてJ2への昇格を果たしました。

元北京五輪代表監督の反町康治氏を監督に、1年目は12位、2年目には昇格プレーオフ目前の7位と順位を上げ、3年目にして夢の舞台へ上がることになりました。

安曇地区でも、稲核町会の国道158号沿いは「稲核山雅街道」と呼ばれ、試合のある日には各所にチームの旗を立て町会ぐるみで応援しています。

また安曇公民館でも、今シーズン開幕戦の東京ヴェルディ戦を味の素スタジアムまで応援に行きました。バスの中では、チャント(応援歌)の練習で盛り上がり、

試合もエースストライカーの船山選手がハットトリックの活躍で3対1の勝利でしたので、帰りのバスの中も大騒ぎでした。

来シーズンは未知のステータジですので、今までのようにはいかないうえですが、安曇地区を挙げて応援していきたいと思っています。

ぜひアルウィンへお越しください。「山雅劇場」を体験してみてください。

(安曇支所 百瀬 徹)



- ①満員のゴール裏
- ②アルウィンへ来てね
- ③安曇支所受付も